

# 首都圏精神科作業療法連絡協議会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は「首都圏精神科作業療法連絡協議会」と称する。

第2条 本会の仮事務局を、昭和大学附属烏山病院 リハビリテーションセンターにおく。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、作業療法の精神障害諸領域における学術研究の進展と専門技術の普及を図ることを目的としている。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、以下のごとき事業を行う。

- 会員の研究発表を主とする勉強会および研究会を開催する。
- 学術、臨床の発展充実のための研究会、セミナーならびに講演会などを開催する。
- 本会の機関誌として「首都圏精神科作業療法」を発行する。
- 総会は、原則として年1回行う。
- その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第3章 会員

第5条 本会の会員の構成は作業療法に従事する人をもって正会員とする。

第6条 本会の趣旨に賛成し、その目的達成に協力しようとするものは、会員の紹介を経て、会員になることができる。

第7条 正会員は、本会の開催する勉強会ならびに研修会に研究を発表することができる。

第8条 本会を退会しようとする会員は、予め本会事務局へ届け出なければならない。

第9条 会員が、義務を怠り、本会の名誉を傷つけた場合には、理事会の議を経て、退会させられることがある。

## 第4章 役員

第10条 本会は、次の役員をおく。

- 役員は、会長1名、副会長2名、監事2名とする。
- 会長1名は、理事会で互選する。
- 副会長2名は理事の中から会長が任命する。
- 理事は10名（茨城・千葉・東京・神奈川・山梨・他）とする。総会で正会員の中より10名を選任する。

5. 監事は2名とし、正会員の中より理事会の推薦により会長が委嘱する。
6. 本会には若干名の顧問を置くことができる。顧問は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。顧問は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 役員任期

### 第11条

1. 会長は、本会を代表し、会務を統理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会務を分掌する。会長に事故のあるときは、予め定めた副会長が会長の業務を代行する。
3. 監事は会計を監査する。その他理事会に出席して意見を述べることができる。

第12条 会長の任期は1年とし、再任を妨げない。理事、監事の任期は1年とし再任を妨げない。

第13条 役員に欠員が生じた場合は、理事会の議を経て、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残存期間とする。

## 第6章 会議

### (会議の種類)

第17条 会議は総会、理事会がある。

### (会議の招集)

### 第18条

1. 会議の必要があるとき、会長がこれを招集する。
2. 会議の議長は副会長1名がこれに当たる。
3. 監事を含めた理事の1/3以上から理事会招集の請求があったときには、会長は理事会を招集しなければならない。

### (理事会)

### 第19条

1. 理事会は、理事の1/2以上(委任状を含む)の出席によってこれを開くことができる。ただし、再開の場合はこの限りではない。
2. 議事は、出席者の過半数をもってこれを決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。
3. 会長は、必要と認めた場合には、臨時の理事会を招集することができる。

(総会)

第20条 総会は会員の1/2以上、理事会は理事の1/2以上、の出席がなければ議決することができない。ただし、当該議事に関し委任状をもって予め意思を表示したものは出席者とみなす。

(書面による表決)

第21条 会長は、簡単な事項または緊急を要する事項については、各理事に書面をもって賛否を求め、文書による表決をもって議決にかえることができる。

## 第7章 地区学会・研修会・機関誌発行

第22条 研修会は月1回、学会ならびに総会は原則として年一回行う。

第23条 学会開催の担当長は、前年度の定例理事会において理事の中から選考し、会長が委嘱する。

第24条 学会開催ならびに機関誌発行などの予算は、理事会で決定する。

第25条 機関誌は、編集委員会で企画編集を行い、会長が発行人となる。

第26条 編集委員長は、会長が理事の中より委嘱する。

第27条 編集委員は、編集委員長が正会員の中より若干名選任する。

第28条 編集委員長ならびに編集委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

## 第8章 会費

第29条 本会の経費は、会費、賛助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに当てる。

第30条 会員は細則に定めた会費を納入する。ただし、既納の会費は返還しない。会費の改訂は、理事会によって決定する。

第31条 正会員は、所定の会費を納入しなければならない。ただし、3年間会費未納入の場合には、退会とみなす。

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 雑則

第33条 本会会則の変更は、理事会の議を経て、総会の承認により決定する。

第34条 本会は会員名簿を作成し、会員に分かつ。

## 第10章 細則

第35条 本会会則は、平成16年1月より発効する。

第36条 入会金500円 正会員 年額500円